

特別加入について

論点案

【論点】 一人親方等の労災補償を適切に運用していくため、特別加入団体にどのような役割を担わせるべきか。

特別加入制度について

趣旨

- 特別加入制度は以下のような趣旨で創設され、第1種（中小事業主等）、第2種（一人親方その他の自営業者・特定作業従事者）及び第3種（海外派遣労働者）の3類型がある。

「業務災害」を保険事故とする労災保険においては、業務の実態、災害の発生状況などからみて労働基準法適用労働者に準じて保護するにふさわしい者に対しては、業務災害という概念をいわば準用して、労災保険の保険技術的なしきみを供与し、保護を及ぼすことも、制度本来の建前を損なわない限度において可能であり、またその可能性を活用して中小企業の加入促進に役立てることもできるわけで、この趣旨から今次法改正により、労働者以外の一定の者にも保険加入の途をひらく特別加入の制度が新設された。

（労働省労災補償部編「新 労災保険法」昭和41年10月p.454）

- このうち、第2種特別加入については、労働政策審議会建議（令和元年12月23日第83回労災保険部会）において、「昭和40年当時にはなかった新たな仕事（例えばIT関係など）が創設され・・・社会経済情勢の変化も踏まえ、特別加入の対象範囲や運用方法等について、適切かつ現代に合った制度運用となるよう見直しを行う必要がある。」とされたこと等を踏まえ、特別加入制度の対象を拡大してきた。

近年の特別加入対象となった事業又は作業

※日付は施行日

令和3年4月1日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加

- ・芸能従事者及びアニメーション制作従事者
- ・柔道整復師及び創業支援措置に基づく事業を行う高年齢者

令和3年9月1日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加

- ・自転車配達員
- ・情報処理に係る作業

令和4年4月1日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加

- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師

令和4年7月1日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加

- ・歯科技工士

令和6年11月1日に以下の業務を第2種特別加入の対象に追加

- ・特定フリーランス事業（※）

（参考）昭和40年の特別加入制度成立時における対象業種

○労災保険法施行規則施行規則の一部を改正する省令（昭和40年労働省令第18号）

第46条の17 法第34条の11第3号の労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。

- 一 自動車を使用して行なう旅客又は貨物の運送の事業
- 二 建設の事業
- 三 漁船による水産動植物の採捕の事業

第46条の18 法第34条の11第5号の労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

- 一 農業における土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、労働大臣が定める種類の機械を使用するもの
- 二 職業安定法（昭和22年法律第141号）第26条第1項第3号の訓練として行なわれる作業

（※）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する特定受託事業者が同条第5項に規定する業務委託事業者から同条第3項に規定する業務委託を受けて行う事業又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であつて、他に特別加入可能な事業または作業を除くもの。
（令和6年4月26日付基発0426第2号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」）

対象者

① 第1種：中小事業主等

② 第2種：

○次の事業に従事する者（一人親方その他の自営業者）

労災則第46条の17で定める事業

- タクシー業、貨物運送業及び自転車による貨物運送の業等 ○建設業
- 漁船による水産動植物の採捕の事業 ○植林、伐採、木炭製造等を行う林業 ○医薬品の配置販売の事業
- 廃品回収業、再生資源取扱業 ○船員法第1条に規定する船員が行う事業
- 柔道整復師が行う事業 ○創業支援等措置に基づき高年齢者が行う事業
- あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業 ○歯科技工士が行う事業
- 特定フリーランス事業（他の第2種特別加入の区分に該当しない事業又は作業が対象）

○次の作業に従事する者（特定作業従事者）

労災則第46条の18で定める作業

- 一定規模の農業の事業場において行う危険有害な農作業 ○特定の農業機械を用いる一定範囲の農作業
- 国、地方公共団体が実施する職場適応訓練又は事業主団体等委託訓練として行われる作業
- 危険有害な作業に従事する家内労働者等が行う作業（プレス機械を使う加工作業等の特定のもの）
- 労働組合等の常勤役員が行う集会の運営、団体交渉等の労働組合等の活動に係る作業
- 介護関係業務に係る作業及び家事支援作業 ○芸能の提供の作業または演出・企画の作業
- アニメーションの制作作業 ○情報処理システムの設計、開発、管理、監査その他の情報処理に係る作業

③ 第3種：海外派遣者

（参考）労災則第46条の17で定める事業と同規則第46条の18で定める作業の考え方について

- 労災則第46条の17で定める事業を行う一人親方等と同規則第46条の18で定める作業を行う特定作業は、業法等によって事業の範囲を明確にできるものを一人親方等に位置づけ、必ずしも事業の範囲が明確でないものは特定作業に位置づけている。なお、コンメンタールでは以下のように記載されている。

一人親方などの自営業者及びその者が行う事業に従事する労働者以外の者については、その業務の危険度、業務の範囲を明確に特定できるか（業務災害の認定など保険関係の適用処理の技術的可能性）の観点から、特別加入できる事業が定められたものである。

また、特定作業従事者については、農業の機械化に伴う業務災害の増加傾向に鑑み、特に災害発生危険性が高い一定の農作業に従事する者に特別加入の道を開くとともに、労基法上の労働者ではないが、その作業の実態、災害の発生状況などから一般労働者と同様に取り扱うことが妥当と考えられる職場適応訓練生及び事業主団体等委託訓練生や、危険有害な作業に従事する家内労働者、労働組合等の常勤役員についても、特別加入することができることにしたものである。

（厚生労働省労働基準局労災管理課編「八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール5-」 p 622）

（参照条文）第2種特別加入について

【労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）】

第33条 次の各号に掲げる者（第2号、第4号及び第5号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。）の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

一・二 （略）

三 厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者

四 前号の者が行う事業に従事する者

五 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者

六・七 （略）

【労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）】

第46条の17 法第33条第3号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。

一 自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業

二 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

三 漁船による水産動植物の採捕の事業（七に掲げる事業を除く。）

四 林業の事業

五 医薬品の配置販売の事業

六 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業

七 船員法第1条に規定する船員が行う事業

八 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条に規定する柔道整復師が行う事業

九 高年齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第10条の2第2項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第1号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業又は同項第2号に規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が行う事業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

十 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づくあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業

十一 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第2条に規定する歯科技工士が行う事業

十二 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第2条第1項に規定する特定受託事業者（以下「特定受託事業者」という。）が同条第5項に規定する業務委託事業者（以下単に「業務委託事業者」という。）から同条第3項に規定する業務委託を受けて行う事業（以下「特定受託事業」という。）又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

第46条の18 法第33条第5号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一 農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）における次に掲げる作業

イ 厚生労働大臣が定める規模の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業であつて、次のいずれかに該当するもの

（1）動力により駆動される機械を使用する作業

（2）高さが2メートル以上の箇所における作業

（次ページに続く）

(参照条文) 第2種特別加入について

- (3) 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第6第7号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業
- (4) 農薬の散布の作業
- (5) 牛、馬又は豚に接触し、又は接触するおそれのある作業
- ロ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの
- 二 国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる作業のうち次に掲げるもの
 - イ 求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業
 - ロ 求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であつて事業主又は事業主の団体に委託されるもの(厚生労働大臣が定めるものに限る。)として行われる作業
- 三 家内労働法(昭和45年法律第60号)第2条第2項の家内労働者又は同条第四項の補助者が行う作業のうち次に掲げるもの
 - イ プレス機械、型付け機、型打ち機、シヤー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業
 - ロ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であつて、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの
 - ハ 労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤若しくは有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)第1条第1項第2号の有機溶剤含有物又は特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)第2条第1項第3号の3の特別有機溶剤等を用いて行う作業であつて、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴かばん、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの
 - ニ じん肺法(昭和35年法律第30号)第2条第1項第3号の粉じん作業又は労働安全衛生法施行令別表第4第6号の鉛化合物(以下「鉛化合物」という。)を含有する釉ゆう薬を用いて行う施釉ゆう若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉ゆう若しくは絵付けを行つた物の焼成の作業であつて陶磁器の製造に係るもの
 - ホ 動力により駆動される合糸機、撚ねん糸機又は織機を使用して行う作業
 - ヘ 木工機械を使用して行う作業であつて、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの
- 四 労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合その他これに準ずるものであつて厚生労働大臣が定めるもの(常時労働者を使用するものを除く。以下この号において「労働組合等」という。)の常勤の役員が行う集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業であつて、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設におけるもの(当該作業に必要な移動を含む。)
- 五 日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第2条第1項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの
 - ロ 炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為
- 六 放送番組(広告放送を含む。)、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの
- 七 アニメーションの制作の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの
- 八 情報処理システム(ネットワークシステム、データベースシステム及びエンベデッドシステムを含む。)の設計、開発(プロジェクト管理を含む。)、管理、監査、セキュリティ管理若しくは情報処理システムに係る業務の一体的な企画又はソフトウェア若しくはウェブページの設計、開発(プロジェクト管理を含む。)、管理、監査、セキュリティ管理、デザイン若しくはソフトウェア若しくはウェブページに係る業務の一体的な企画その他の情報処理に係る作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

【論点】一人親方等の労災補償を適切に運用していくため、特別加入団体になどのような役割を担わせるべきか。

現状

- 第2種特別加入については、一人親方等又は特定作業従事者の団体（以下「特別加入団体」という。）を事業主としてみなして労災保険を適用している。

<労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）>

第35条 第33条第3号に掲げる者の団体又は同条第5号に掲げる者の団体が、当該団体の構成員である同条第3号に掲げる者及びその者に係る同条第4号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第5号に掲げる者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害（これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害及び複数業務要因災害に限る。）に関してこの保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第3章第1節から第3節まで（当該厚生労働省令で定める者にあつては、同章第1節から第2節の2まで）、第3章の2及び徴収法第2章から第6章までの規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 当該団体は、第3条第1項の適用事業及びその事業主とみなす。
- 二 （略）
- 三 当該団体に係る第33条第3号から第5号までに掲げる者は、第1号の適用事業に使用される労働者とみなす。
- 四～七 （略）
- ②～⑤ （略）

- 特別加入団体については、労災則第46条の23第2項に基づき、業務災害防止に関して講ずべき措置を定める等の義務がある。これは、一般の労働者であれば、労働安全衛生法等に基づき、事業主が業務災害防止の措置を講ずるものとされているが、一人親方等又は特定作業従事者は、一部の法令を除き業務災害防止の措置を義務付ける法令が存しないことから、一般の労働者との均衡を考慮して定められたものである。

（厚生労働省労働基準局労災管理課編『八訂新版 労働者災害補償保険法-労働法コンメンタール5-』p669-670）

<労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）>

第46条の23 （略）

- 2 法第35条第1項の申請をしようとする団体（第46条の17第7号に掲げる事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者の団体及び第46条の18第3号に掲げる作業に従事する者の団体を除く。）は、あらかじめ、法第33条第3号から第5号までに掲げる者の業務災害の防止に関し、当該団体が講ずべき措置及びこれらの者が守るべき事項を定めなければならない。

【論点】一人親方等の労災補償を適切に運用していくため、特別加入団体にどのような役割を担わせるべきか。

現状

- 労災保険法第35条第1項の承認にあたっては、特別加入団体は下記5点の要件を満たす必要がある。（昭和40年11月1日付け基発第1454号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第2条の規定の施行について」）

ア 一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。

イ その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること。

その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。

ウ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。

エ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。

オ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として、通達の別表に定める区域に相当する区域（※）を超えないものであること。

※ 例：東京都が主たる事務所の所在地である場合は、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・静岡県。

最近の見直し

- オの要件（地域要件）については、令和3年4月より、近隣の都道府県の区域を超えるブロックにおいて、災害防止等に関する研修会等を実施する場合には、当該ブロックにおいて事務処理を認めることとし、事務処理区域の柔軟化を行った。

（令和3年3月9日付け基発0309第1号「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」）

- また、特定フリーランス事業に係る特別加入団体については、上記の要件に加え、下記4点も要件としている。

① 特別加入団体になろうとする者（その母体となる団体を含む。）が、特定の業種に関わらないフリーランス全般の支援のための活動の実績を有していること。

② 全国を単位として特別加入事業を実施すること。その際には、都道府県ごとに加入希望者が訪問可能な事務所を設けること。

③ 加入者等に対し、加入、脱退、災害発生時の労災給付請求等の各種支援を行うこと。

④ 加入者に、適切に災害防止のための教育を行い、その結果を厚生労働省に報告すること。

(参考) 特別加入制度の状況

○中小事業主等 事業主数 … 65万640人
家族従事者又は役員等数 … 43万3,542人

	事業主数	家族従事者又は役員等数
林業	2,436人	987人
漁業	1,469人	1,057人
鉱業	274人	319人
建設事業	329,041人	131,829人
製造業	88,694人	91,205人
運輸業	10,760人	9,728人
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	152人	185人
その他の事業	216,932人	198,449人
船舶所有者の事業	882人	783人

○一人親方等 加入者数 … 63万7,287人
団体数 … 3,539団体

個人タクシー・個人貨物運送業者	177団体	8,235人
建設業の一人親方	3,125団体	624,823人
漁船による自営漁業者	62団体	1,302人
林業の一人親方	110団体	1,869人
医薬品の配置販売業者	11団体	83人
再生資源取扱業者	21団体	326人
船員法第1条に規定する船員	18団体	70人
柔道整復師	6団体	101人
創業支援等措置	1団体	8人
あん摩はりきゅう師	6団体	426人
歯科技工士	2団体	44人

○特定作業従事者 加入者数 … 9万9,585人
団体数 … 1,154団体

危険有害な農作業		
特定農作業	425団体	61,070人
指定農業機械作業	368団体	27,740人
訓練として行われる作業		
職場適応訓練	38団体	156人
事業主団体等委託訓練	106団体	6,414人
家内労働		
金属等の加工の作業	25団体	119人
洋食器・刃物等の加工の作業	4団体	23人
履物等の加工の作業	4団体	24人
陶磁器製造の作業	1団体	0人
動力機械による作業	7団体	40人
仏壇・食器の加工の作業	0団体	0人
労働組合等常勤役員が行う作業	3団体	45人
介護作業・家事支援作業	153団体	1,714人
芸能関係作業	14団体	1,909人
アニメーション制作作業	1団体	352人
ITフリーランス	5団体	299人

○海外派遣者 加入者数 … 8万241人
事業場数 … 9,871事業場

技術協力（JICA等）	19事業場	1,883人
労働者	7,107事業場	71,346人
代表者等	2,745事業場	7,012人

特別加入者数 合計:190万1,295人
(いずれも令和5年度末時点)

（参考）特別加入者の労災保険給付に係る新規受給状況（令和5年度実績）

○中小事業主等 新規受給者数 … 1万1,287人

○一人親方等 新規受給者数 … 1万4,373人

個人タクシー・個人貨物運送業者	246人
建設業の一人親方	13,832人
漁船による自営漁業者	128人
林業の一人親方	136人
医薬品の配置販売業者	2人
再生資源取扱業者	13人
船員法第1条に規定する船員	1人
柔道整復師	6人
創業支援等措置	2人
あん摩はりきゅう師	6人
歯科技工士	1人

○特定作業従事者 新規受給者数 … 2,272人

危険有害な農作業	
特定農作業	1933人
指定農業機械作業	249人
訓練として行われる作業	
職場適応訓練	1人
事業主団体等委託訓練	5人
家内労働	
金属等の加工の作業	4人
洋食器・刃物等の加工の作業	1人
履物等の加工の作業	0人
陶磁器製造の作業	0人
動力機械による作業	0人
仏壇・食器の加工の作業	0人
労働組合等常勤役員が行う作業	3人
介護作業・家事支援作業	10人
芸能関係作業	65人
アニメーション制作作業	0人
I Tフリーランス	1人

○海外派遣者 新規受給者数 … 31人

（参考）特別加入団体が行う災害防止措置の実施事例

- 業務災害防止措置に関する研修会を加入者に対して実施し、業務災害の予防方法や災害発生の現状等の講習を行う。
- 業務災害防止に資する内容のテキストや動画、メールマガジンを加入者に対して提供する。
- 災害防止措置に関して加入者が守るべき事項を定め、遵守を呼びかける。